

実践的労働法講座

企業における労務問題がなくなったと言う人がいますが、当協会への相談内容をみる限り、むしろ増えてきているというのが実情です。確かに、ストライキやデモといった大げさで目立つものはなくなりましたが、それに替わって労務問題の発生場所と性質が大きく変化してきているのです。しかも最近の労務問題は複雑で分かりにくく解決も大変難しいものになり、争いも熾烈なものが多くなってきたといえます。

これまでの労務問題というものは「集团的労使関係」つまり対労働組合問題が中心でした。しかし、最近の労務問題は、「個別的労使関係」つまり対個人問題に変わってきているのです。言い換えますと、労務問題が個人レベルになり、個人対会社の争いになっているといえます。その争いの発生場所はほとんどが現場です。労務問題が現場へと移り、そのため現場の管理者が労務担当を兼ねていると言っても過言ではありません。

それなのに現場の管理者が法律を知らないことから権利を主張する社員とぶつかり、こじれ、さらに総務部門に持ち込まれても、総務には労務担当が育っていないために手が付けられないという例が多くなっているのではないのでしょうか。当協会へご相談に見えられる問題の多くが現場で起きたものであり、個人対会社の問題に発展したものであり、「合同労組」の結成も急増しているのです。

こうした傾向は労務問題だけではありません。忘年会や慰安旅行なども、以前は総務が企画し、大勢の社員が参加して盛大に行われていました。しかし今は職場別、あるいは個人的に気の合ったメンバーだけで懇親をしているという時代です。ですから、いろんなことが組織全体、集団の問題から、現場、個人レベルへと移ってきたといえます。

そんなことから、現場の管理者がいくら良い管理をしていると自負していても、変化の激しい時代に、しかも法律が大幅に改正され、過去の古い知識・経験ではとても通用しない時代になっているのに、その新しい法律を知らなければ、管理者自身が問題発生の張本人になることもあり得るのです。ですから、管理者は、よい管理をできることが重要ですが、それだけでなく、最新の法律も充分わきまえていなければならないのです。管理と法律は車の両輪といえるのです。

そこで、この「実践的労働法講座」では、現場の管理・監督者を中心に、最低限の法律の知識を付与し、事例・実例・判例を通して研究し、実践で最大の効果を発揮するように研修します。

回講師派遣実施要領

対象：管理・監督者《職種・性別は問いません。》

人数：ご要望に応じて対応します。

時間数：ご要望に応じて対応します。

回過去の実施企業（順不同・敬称略）

小倉クラッチ、ミツバ、ナカヨ、オリエント、両毛システムズ、大嶋電機製作所、榛桐会、他

随時受け付けております。お気軽にお問合せ下さい。